

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百二十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年五月十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年五月十七日

告示

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示
米飯提供業者の登録
- 次
- 農林漁業地域の指定
- 種畜の廃用
- 牛のピロプラズマ病検査並びにダニ駆除及びふそ病の検査
- 鶏、あひるその他の物品の移入禁止区域
- 建設業者の登録まつ消
- 公有水面埋立使用目的の変更
- 土地の立入り測量及び調査

◆正誤
昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百三号中訂正

昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百三号中訂正

登録番号

氏名 名称又は屋号 住 所

所

営業の場所

六〇四 大橋二郎 大橋旅館 倉吉市瀬崎町二、七二六

足立はつの 浜屋

日野郡江府町江尾二、〇六〇

住所に同じ

鳥取県告示第二百二十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年五月十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業の場所
六〇六	高田 智恵子	角 糊 屋	鳥取市吉岡温泉町六五九	住所に同じ
六〇七	小林節子	さつき	〃	二五九
六〇八	小椋 藤枝	新湯旅館	〃	一四二
六〇九	高田久子	本糀屋旅館	〃	七四八
六一〇	福田 きみ	福田屋	〃	二三八
六一一	渡部 うた	渡部旅館	〃	七五四
六一二	宮本 きぬ子	鍵	〃	川外大工町八九ノ一
六一三	森本 東	三 樂	東品治町六六	東品治町六六
六一四	大湖 初治郎	わか松	川端二丁目	賀露町一、一五四
六一五	荒木 政子	矢倉	吉岡温泉町七七一	東品治町一一八の七
六一六	藤田 きく	藤田屋	〃	七五一

の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として京都府を指定する。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称

鳥取県知事登録 (昭三五、三、三〇) (有) 久松建設

鳥取県告示第二百二十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地

鳥取市行徳三六〇

申請者氏名

稻村 幸信

佐野 秀雄

田中 辰治

長岡 一

岡崎 正春

広江 台次

加藤 良一

松本 雅夫

玉置八十司

岡田 光治

松原 三重吉

森田 宗城

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

牛。ただし、三才未満のもの

ふそ病検査

みつ蜂

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

ピロプラズマ病検査 血液塗抹標本

ダニ駆除 BHC剤撒布

ふそ病検査 肉眼的検査（成蜂群の性状、産卵巣の性状蜂兒の性状）

細菌学的検査（直接塗抹による芽胞の検出）

別表

六 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日 実施区域 実施場所

五月十四日 日野郡日南町花口、大原

花口、大原家畜

検診所

十六日 ハ ハ 花口

花口

二十一日 ハ 淀江町福岡

加治木

二十二日 ハ 小竹

稻吉

二十三日 ハ 西福原

前田

二十四日 ハ 門前

蓮子

二十五日 ハ 西伯郡岸本町小野

米子市吉岡

二十六日 ハ 花口

西福原

二十七日 ハ 加治木

山下

二十八日 ハ 小竹

名和町富長

二十九日 ハ 花口

前田

三十日 ハ 花口

西伯郡岸本町久古

三十一日 ハ 杉沢

神戸上

三十二日 ハ 杉沢

神戸上

三十三日 ハ 深江養蜂場

近藤

三十四日 ハ 深江養蜂場

山下

三十五日 ハ 深江養蜂場

蓮子

三十六日 ハ 深江養蜂場

西福原

三十七日 ハ 深江養蜂場

前田

三十八日 ハ 深江養蜂場

西福原

三十九日 ハ 深江養蜂場

山下

四十日 ハ 深江養蜂場

蓮子

四十一日 ハ 深江養蜂場

西福原

四十二日 ハ 深江養蜂場

前田

四十三日 ハ 深江養蜂場

西福原

四十四日 ハ 深江養蜂場

山下

四十五日 ハ 深江養蜂場

蓮子

四十六日 ハ 深江養蜂場

西福原

四十七日 ハ 深江養蜂場

前田

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ) 第四九三号	昭三三、三、一八	(株) 昭和建設工業	倉吉市福吉町三丁目一 西村 音造	昭三五、三、一八	

鳥取県告示第二百二十七号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年五月十七日

九〇	四、二五	(株) 千代川建設	鳥取市古市四〇六	西村 義雄
三二〇	四、三六	中村建設	岩美郡国府町麻生三八〇の一四	中村 与市
六四五	四、七	八幡建設	鳥取市馬場二〇八	山本 久藏
四九六	四、一〇	(有) 中山工業	八頭郡河原町佐貫一〇〇二の二	森田 宗一
四一八	四、一一	岡木工務店	鳥取市今町一丁目	岡本 次税
六四七	四、七	北浦建設	西伯郡淀江町大字高井谷二五の一	森田 信一
六四八	四、一四	西村組	八頭郡用瀬町赤波五五八	西浦 信夫
六四九	四、一	稻田組	船岡町準福二一七	中山 定美
六五〇	四、一	福井組	日野郡日野町根雨	岡本 信明
六五一	五、四	高木工務店	氣高郡氣高町宝木一一二	稻田 克忠
六五二	五、四	上田建設	米子市車尾二一七	福井 巍
六五三	五、四	榎原組	鳥取市吉方二区	西 力夫
六五四	五、四	八瀬川組	八頭郡船岡町準福二二六	高木信治郎
六五六	五、四	東伯郡東伯町八橋	東伯郡東伯町八橋	上田 重吉
四一三	三、七	榎原組	鳥取市立川二丁目	榎原 久吉
六五六	三、一五	小山組	西町二六一	八瀬川岩太
四一四	三、一五	高木工務店	西町二六一	小山 定義
四一五	三、三三	(有) 小林建設	茶町五一	小林 なを
四二〇	四、一	(株) 鳥取ガス産業	三軒屋	児島 恒吉
三二五	五、六	寿組	倉吉市福吉町二丁目	井中 寿則
五〇三	五、一〇	岩見工務店	岩美郡岩美町網代五	岩見富次郎

鳥取県告示第二百二十八号
昭和十七年九月十一日付け受土第一、一八〇号をもつて免許した公有水面埋立使用目的の変更を、昭和三十五年五月十四日次のとおり許可した。

昭和三十五年五月十七日

昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

正

正誤

昭和三十五年五月六日

欄

誤

正

7 別表四の生活諸費	結核性虚弱兒加算分	結核性虛弱兒加算費
" "	給食費 8円10 間食費 3.00	給食費 8円10 間食費 3.00
8 別表四の(注)中	地方交付金	地方交付税
" "		1 及び17による

鳥取県告示第二百二十九号
 東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田四〇ノ二、四〇ノ三、四〇ノ五九地先
 一面積 四反二畝六歩
 一目的 宅地造成
 一被免許者 東伯郡東郷町大字松崎四六八番地 松田昌造

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石破二朗

起業者	事業の種類	立ち入ろうとする土地の区域	立ち入ろうとする期間
	一級国道九号線改築工事	鳥取高郡青谷町大字井手、姫路、姉泊、宝木 岩美郡白兎町大字長谷、真名、横尾、洗井	
	一級国道二九号線改築工事	鳥取市江崎 八頭郡津ノ井村大字海藏寺 若桜町大字浅井、根安、須澄、中原、 岩屋堂	